

地域まちづくり活動団体及びまちづくり支援団体等に対する助成金交付要領

制 定 平成20年3月19日 都地ま第2031号（局長決裁）

最近改正 令和3年4月1日 都地ま第1487号（局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市地域まちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第15条及び第21条に定める助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 この要領による活動助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）及び支援制度要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の定義は、補助金規則及び支援制度要綱の例による。

第2章 地域まちづくり活動団体に対する助成

（対象経費等）

第3条 支援制度要綱第15条の助成金の対象となる経費は、次の各号に定める経費の合計の5分の4以内の額とする。

- (1) プラン又はルールのご案内、まちづくりニュース又はパンフレット、若しくは参考資料等の印刷費
- (2) 地域住民等の意識調査又はアンケート調査資料等の印刷費
- (3) 勉強会又は見学会等の実施に要する会場使用料及び機材使用料等
- (4) 勉強会又は見学会等の実施に要する講師等への謝礼
- (5) 地域住民等に対して参加者を公募して行う見学会等の実施に要する交通費又はバス等借上費
- (6) 横浜市地域まちづくり推進委員会の出席に要する交通費（鉄道又は路線バスに限る。）
- (7) 資料等の郵送費（電話代及び電子メール等通信料は除く。）
- (8) 用紙等事務用品費（単価1万5千円以上の物品の購入は除く。）
- (9) まちづくりニュースに関する広報のための掲示板並びにルールの名称及び区域等を示す看板において、次に挙げる項目のいずれかに要する費用
 - ア 製作
 - イ 設置
 - ウ 移設
 - エ 修繕
 - オ 撤去

- (10) 都市計画提案にかかる登記簿謄本申請手数料等（都市計画提案を受理した後、横浜市都市計画提案に関する手続要領（平成14年12月27日都都第439号）第9条に規定される横浜市都市計画提案評価委員会において当該提案を踏まえた都市計画市素案を作成することが決定された場合に限る。）
- (11) 地域まちづくりグループ等が主催するイベントや見学会等の活動において、特に必要と認める保険料
- (12) その他市長が特に必要と認める活動経費

2 前項第5号の助成金の額は、6万円を限度とする。

3 第1項第9号において、地域まちづくりプランに基づく掲示板を設置する場合は、除くものとする。

4 第1項第10号の助成金の額は、別表に定める基準により算定した額又は5万円のいずれか低い額を限度とする。

（特に必要があると認める対象経費等）

第4条 支援制度要綱第15条第2項の規定により市長が特に必要があると認めるときとは、地域まちづくり団体がプラン又はルールの実運用にかかわっており、前条第1項第9号の経費を助成する必要があると判断できるときとする。

（交付申請）

第5条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請書の提出期日は、毎年1月の末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する書類は、地域まちづくり活動助成金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

3 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第2項第2号の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する添付書類は、地域まちづくり活動助成金収支予算書（第2号様式）を用いなければならない。

4 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 第3条第1項第5号又は第12号の経費を含めるときは、当該経費に関する説明書類

(2) 第3条第1項第9号の経費を含めるときは、設置位置図、計画図、見積書（2者以上。）の写し、土地使用承諾書等の写し

5 申請の場所が本市の所有地の場合に限り、前項第2号の土地使用承諾書等の写しにおいては、所管課と事前協議の上、交付決定通知後に速やかに提出することに替えることができる。

6 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第5条第3項の規定により市

長が活動助成金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画に関する事項
- (2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
(交付決定通知)

第6条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第6条第3項の規定による補助金の交付を決定しない旨の決定通知は、地域まちづくり活動助成金不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、地域まちづくり活動助成金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

(交付変更申請)

第7条 前条第2項に規定する地域まちづくり活動助成金交付決定通知を受けた者がやむをえない理由により、交付申請を行った合計金額の増額又は活動収支予算書に示す項目の追加について変更する場合は、地域まちづくり活動助成金交付変更申請書（第5号様式）を提出するものとする。

2 前項の変更申請書には、地域まちづくり活動助成金変更予算書（第6号様式）、変更後の活動計画書及び活動計画の変更における協議会等の意思決定を示す書類を添付しなければならない。ただし、当初交付決定を受けた金額に変更がない場合は、活動計画の変更における協議会等の意思決定を示す書類を省略することができる。

3 第1項における交付申請額の変更を行える上限は、同年度内の最初に行った交付決定額の3割以内とし、かつ変更後の交付決定額を30万円以内とする。

4 第1項の助成金交付変更申請書の提出期限は、毎年1月の末日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付変更承認通知)

第8条 前条の申請において交付変更を認めない旨の通知は、地域まちづくり活動助成金交付変更不承認通知書（第7号様式）により行うものとする。

2 前条の申請において交付変更の承認通知は、地域まちづくり活動助成金交付変更承認通知書（第8号様式）により行うものとする。

(申請取下げの期日)

第9条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けてから14日後の日とする。

(実績報告)

第10条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第14条第1項の規定により

補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 補助金規則第14条第1項第1号に基づく書類 地域まちづくり活動助成金対象活動実績報告書（第9号様式）
 - (2) 同規則第14条第1項第2号に基づく書類 地域まちづくり活動助成金収支決算書（第10号様式）
 - (3) 同規則第14条第1項第6号に基づき市長が必要と認める書類
 - ア 地域まちづくり活動助成金領収書等整理票（第11号様式）
 - イ 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
 - ウ 活動の中で作成した印刷物等
 - エ 第3条第1項第5号又は第12号の経費を含めたときは、当該経費を使用した活動の実績報告書又はこれに代わる書類
 - オ 第3条第1項第9号の経費を含めたときは、掲示板設置等完了報告書（第12号様式）
- 2 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への記載を省略させることができる事項は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項とする。
- 3 補助事業者等は、当該助成金を受けて行う活動の完了後30日以内又は当該助成金を受けて行う活動が完了した日に属する年度の末日のいずれか早い日までに、第1項の書類を市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定通知）

第11条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、地域まちづくり活動助成金額確定通知書（第13号様式）により行うものとする。

（交付の時期等）

第12条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金等の交付の目的を達成するため、補助金規則第17条の規定により、補助事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができるものとする。

（助成金交付の請求）

第13条 支援制度要綱第15条の助成について、補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、地域まちづくり活動助成金交付請求書（第14号様式）により行わなければならない。

（助成金の返還請求）

第14条 支援制度要綱第15条の助成について、既に第11条の額を超える助成金が交付されている場合の補助金額確定の通知及び補助金規則第20条第2項の規定による補助金等返還の命令は、地域まちづくり活動助成金額確定通知及び返還請求書（第15

号様式) により行うものとする。

第3章 まちづくり支援団体等に対する助成 (対象事業)

第15条 支援制度要綱第21条の助成について、助成金の対象となる事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地域まちづくりに関する講座、フォーラム又はシンポジウム等
- (2) 地域まちづくり活動団体相互の交流促進に関する事業
- (3) 地域まちづくりの人材育成又は研修に関する事業
- (4) 地域まちづくりへの波及効果が期待できるモデル事業のうち、市長が特に必要と認める事業（準支援団体が行う事業は除く。）

(対象経費等)

第16条 前条の事業について、助成金の対象となる経費は、次の各号に定める経費の合計の4分の3以内の額とする。

- (1) 事業の開催案内及び参加者に配布する資料等の印刷費
- (2) 事業実施報告書の印刷製本費
- (3) 会場使用料又は機材等賃借料
- (4) 講師等への謝礼
- (5) 事業の開催案内等の送付に要する郵送費。（電話代及び電子メール等通信料は除く。）
- (6) 用紙等事務用品費及び材料費。（単価1万5千円以上の物品の購入は除く。）
- (7) 補助事業者等では実施が困難な会場設営又は機材運搬等の委託料
- (8) 事業の実施にあたって雇用したアルバイトの人件費
- (9) その他市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、準支援団体が事業を行うときは、助成金の対象となる経費を前項各号に定める経費の合計の5分の4以内の額とすることができる。

(交付申請)

第17条 第5条第1項に掲げる規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

2 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第5条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する書類は、まちづくり支援事業助成金交付申請書（第16号様式）を用いなければならない。

3 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第5条第2項第2号の規定により助成金の交付を受けようとする者が提出する添付書類は、まちづくり支援事業助成金収支予算書（第17号様式）を用いなければならない。

4 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第5条第1項第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、広報計画書と

する。

5 支援制度要綱第21条の助成について、助成金の交付を受けようとする者が横浜市まちづくりコーディネーター等及びまちづくり支援団体の登録等に関する要綱第9条2項に基づく登録をしていないときは、補助金規則第5条第1項第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、前項の書類に加え、規約又は会則その他これらに類するもの、及び構成員名簿とする。

6 第5条第6項に掲げる規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

(交付決定通知)

第18条 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第6条第3項の規定による補助金の交付を決定しない旨の決定通知は、まちづくり支援事業助成金不交付決定通知書(第18号様式)により行うものとする。

2 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、まちづくり支援事業助成金交付決定通知書(第19号様式)により行うものとする。

(申請取下げの期日)

第19条 第9条に掲げる規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

(実績報告)

第20条 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第14条第1項の規定により、補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類 まちづくり支援事業対象事業実績報告書(第20号様式)

(2) 第14条第1項第2号に基づく書類

ア まちづくり支援事業収支決算書(第21号様式)

イ 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し

(3) 第14条第1項第6号に基づく書類 事業の中で作成した印刷物等

2 第10条第2項及び第3項に掲げる規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

(助成金額の確定通知)

第21条 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、まちづくり支援事業助成金額確定通知書(第22号様式)により行うものとする。

(交付の時期等)

第22条 第12条の規定は、支援制度要綱第21条の助成について準用する。

(活動助成金交付の請求)

第23条 支援制度要綱第21条の助成について、補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、まちづくり支援事業助成金交付請求書(第23号様式)によ

り行わなければならない。

(活動助成金の返還請求)

第24条 支援制度要綱第21条の助成について、既に第21条の額を超える助成金が交付されている場合の補助金額確定の通知及び補助金規則第20条第2項の規定による補助金等返還の命令は、まちづくり支援事業助成金額確定通知及び返還請求書(第24号様式)により行うものとする。

第4章 雑則

(財産の処分の制限)

第25条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、第3条第1項第9号の掲示板及び看板について5年とする。

(関係書類の保存期間)

第26条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

(その他)

第27条 この要領に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

この要領は、平成20年3月19日から施行し、平成20年度予算に係る助成から適用する。

附 則(改正 平成20年9月18日 都地ま第1222号、局長決裁)

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則(改正 平成21年3月2日 都地ま第2158号、局長決裁)

この要領は、平成21年3月2日から施行し、第6条及び第16条に定める交付決定通知の様式は、平成21年度予算に係る助成の手続きから適用する。

附 則(改正 平成22年12月1日 都地ま第1473号、局長決裁)

この要領は、平成22年12月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則(改正 平成23年3月31日 都地ま第2166号、局長決裁)

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則(改正 平成25年4月1日 都地ま第132号、局長決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 平成26年 1月31日 都地ま第1844号、局長決裁）

この要領は、平成26年 1月31日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

別 表

| 補助対象 | 補助金額 |
|----------------------|-------------------------|
| 登記簿謄本申請手数料 | 1,000円×（都市計画提案書に添付した通数） |
| 地図に準ずる図面（公図）の写し申請手数料 | 500円 |
| 都市計画提案の書類作成事務費 | 実費（5,000円を上限とする。） |

附 則 （改正 平成28年 8月 1日 都地ま第607号、局長決裁）

この要領は、平成28年 8月 1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 平成30年 6月19日 都地ま第335号、局長決裁）

この要領は、平成30年 7月 1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和 2年 7月22日 都地ま第370号、局長決裁）

この要領は、令和 2年 7月22日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和 3年 3月 1日 都地ま第1228号、局長決裁）

この要領は、令和 3年 3月 1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

附 則 （改正 令和 3年 4月 1日 都地ま第1487号、局長決裁）

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続きから適用する。

地域まちづくり活動助成金交付申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市 市長

| | | |
|-----|---------------------|---|
| 申請者 | 団体名 | |
| | 地域まちづくり グループ登録番号 | |
| | 所在地 | 〒 |
| | 代表者 職・氏名 | |

横浜市地域まちづくり支援制度要綱第15条に定める助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

| | |
|--------------------|---|
| 助成金を受けて行う活動の目的 | 複数選択可 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプランの策定等 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール of 策定等 <input type="checkbox"/> 地区計画の策定等 <input type="checkbox"/> 建築協定の策定等 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 助成金を受けて行う活動の内容（概要） | |
| 交付を受けようとする助成金の額 | ¥ . - |
| 添付書類 | 1 活動計画書 2 地域まちづくり活動助成金収支予算書（第2号様式） |

（助成金の手続きのほかに「横浜市市民協働条例」に基づく協働契約の締結もできます。
（助成金額等は変わりません。）

地域まちづくり活動助成金収支予算書

団体名 _____

1 収入

| 項 目 | 金 額 | 説 明（負担者及び負担方法等） |
|---------------------|-----|-----------------|
| 地域まちづくり活動 助成金（A） | | |
| | | |
| | | |
| 合 計（B） | | （B） \geq （C） |

2 支出（助成金対象経費分）

| 項 目 | 数量 (単位) | 単 価 | 金 額 | 説 明 |
|--------|------------|-----|-----|---------------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計（C） | | | | （C） $\times 4/5 \geq$ （A） |

地域まちづくり活動助成金不交付決定通知書

第 年 月 日 号

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に交付の申請がありました地域まちづくり活動助成金については、
審査の結果、助成金の交付をしないことと決定しましたので、通知します。

1 不交付決定理由

地域まちづくり活動助成金交付決定通知書

第 年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に交付の申請がありました地域まちづくり活動助成金については、次のとおり交付の決定をいたしましたので、通知します。

| | |
|-------|---|
| 交付決定額 | ¥ . - |
| 交付時期 | 請求書受理後30日以内又は活動完了後 |
| 交付条件 | <ol style="list-style-type: none">この助成金は助成金を受けて行う地域まちづくり活動のために使用し、他の目的のためには使用しないでください。この助成金は、収支予算書（第2号様式）に記載される支出以外には使用できません。助成金を受けて行う地域まちづくり活動の目的又は内容、若しくは助成金の交付を受けようとする助成金の額を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。助成金を受けて行う地域まちづくり活動を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。助成金を受けて行う地域まちづくり活動の遂行が困難となったときは、速やかに横浜市に報告し、その指示を受けてください。申請者は、法令の定め並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他横浜市の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください。助成金を受けて行う活動が終わり次第、別に定める地域まちづくり活動助成金対象活動実績報告書を提出してください。剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。虚偽の申請若しくは報告、その他不正な手続きで助成金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めます。当該活動助成に関する事項について、報告を求め又は調査を行うことがあります。 |

看板及び掲示板の助成がある場合は裏面へ

(看板及び掲示板の助成がある場合)

- 11 申請者は、次の事項に留意して施設等を整備してください。
 - ア 作業には十分な安全対策を行ってください。
 - イ 請負契約を締結するときは、掲示板又は看板に係る契約不適合条項を含めてください。
- 12 この助成金を受けて設置した掲示板及び看板は、申請者の責任のもと、良好な状態を保ち維持管理を行ってください。
- 13 この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする場合は、市長の了承を受けてください。ただし、この助成金の交付を受けた全部に相当する金額を市に納付した場合、地域まちづくり活動助成金確定通知及び返還請求書の交付日から5年間を経過した場合は、この限りではありません。

地域まちづくり活動助成金交付変更申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市 市長

| | | |
|-----|---------------------|---|
| 申請者 | 団体名 | |
| | 地域まちづくり グループ登録番号 | |
| | 所在地 | 〒 |
| | 代表者 職・氏名 | |

年 月 日都地ま第 号により決定通知を受けた地域まちづくり活動助成金について、変更を行いたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、今回申請する経費については、他の助成金等は受けていません。

| | |
|----------------------|--|
| 助成金を受けて行う活動の変更内容（概要） | |
| 交付を受けようとする助成金の額 | ¥ . - (当初 交付額 ¥ . -) |
| 添付書類 | 1 地域まちづくり活動助成金収支変更予算書（第6号様式） 2 変更後の活動計画書 3 活動計画の変更における協議会等の意思決定を示す書類 |

〔助成金の手続きのほかに「横浜市市民協働条例」に基づく協働契約の締結もできます。
(助成金額等は変わりません。)]

地域まちづくり活動助成金収支変更予算書

団体名 _____

1 収入

| 項 目 | 金 額 | 説 明（負担者及び負担方法等） |
|---------------------|-----|-----------------|
| 地域まちづくり活動 助成金（A） | | |
| | | |
| | | |
| 合 計（B） | | （B） ≥ （C） |

2 支出（助成金対象経費分）

| 項 目 | 数量 (単位) | 単 価 | 金 額 | 説 明 |
|--------|------------|-----|-----|-------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計（C） | | | | （C） × 4 / 5 ≥ （A） |

地域まちづくり活動助成金交付変更不承認通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に交付の申請がありました地域まちづくり活動助成金変更については、審査の結果、認めないこととしましたので、通知します。

1 不交付決定理由

地域まちづくり活動助成金交付変更承認通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に交付の申請がありました地域まちづくり活動助成金変更については、次のとおり承認しましたので、通知します。

| | |
|-----------------|---|
| 交付決定額 | ¥ . - |
| 当初の交付決定額及び交付決定日 | ¥ . - (年 月 日) |
| 交付時期 | 請求書受理後30日以内又は活動完了後 |
| 交付条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 この助成金は助成金を受けて行う地域まちづくり活動のために使用し、他の目的のためには使用しないでください。 2 この助成金は、収支予算書（第2号様式）に記載される支出以外には使用できません。 3 助成金を受けて行う地域まちづくり活動の目的又は内容、若しくは助成金の交付を受けようとする助成金の額を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。 4 助成金を受けて行う地域まちづくり活動を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。 5 助成金を受けて行う地域まちづくり活動の遂行が困難となったときは、速やかに横浜市に報告し、その指示を受けてください。 6 申請者は、法令の定め並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他横浜市の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください。 7 助成金を受けて行う活動が終わり次第、別に定める地域まちづくり活動助成金対象活動実績報告書を提出してください。 8 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。 9 虚偽の申請若しくは報告、その他不正な手続きで助成金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めます。 10 当該活動助成に関する事項について、報告を求め又は調査を行うことがあります。 |

看板及び掲示板の助成がある場合は裏面へ

(看板及び掲示板の助成がある場合)

- 11 申請者は、次の事項に留意して施設等を整備してください。
 - ア 作業には十分な安全対策を行ってください。
 - イ 請負契約を締結するときは、掲示板又は看板に係る契約不適合条項を含めてください。
- 12 この助成金を受けて設置した掲示板及び看板は、申請者の責任のもと、良好な状態を保ち維持管理を行ってください。
- 13 この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとする場合は、市長の了承を受けてください。ただし、この助成金の交付を受けた全部に相当する金額を市に納付した場合、地域まちづくり活動助成金確定通知及び返還請求書の交付日から5年間を経過した場合は、この限りではありません。

地域まちづくり活動助成金対象活動実績報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市 市長

| | | |
|-----|---------------------|---|
| 報告者 | 団体名 | |
| | 地域まちづくり グループ登録番号 | |
| | 所在地 | 〒 |
| | 代表者 職・氏名 | Ⓜ |

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けた地域まちづくり活動助成金の対象活動の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

| | |
|-----------------|--|
| 助成金を受けて行った活動の成果 | |
| 交付決定額 | ¥ . - |
| 助成金受領額 | ¥ . - |
| 受領日 | |
| 助成金の執行額 | ¥ . - |
| 差引残額 | ¥ . - |
| 添付書類 | 1 地域まちづくり活動助成金収支決算書（第10号様式） 2 地域まちづくり活動助成金領収書等整理票（第11号様式） 3 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し 4 活動の中で作成した印刷物等 |

地域まちづくり活動助成金収支決算書

団体名 _____

1 収入

| 項 目 | 金 額 | 説明（負担者及び負担方法等） |
|----------------------|-----|----------------|
| 交付された地域まちづくり活動助成金（A） | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

2 支出（助成金対象経費分）

| 項 目 | 数量 (単位) | 単 価 | 金 額 | 説 明 |
|--------|------------|-----|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計（B） | | | | |

3 決算後の助成金の額

(1) $(A) \leq (B) \times 4/5$ の場合 （A）の額 ¥ _____ .-

(2) $(A) > (B) \times 4/5$ の場合 （B） \times 4/5の額 ¥ _____ .-

地域まちづくり活動助成金領収書等整理票

【別紙】

| | 領収書・レシート の日付 | 金額（円） | 摘要（品目・数量） | | |
|--------------------------------------|-----------------|-------|-----------|------|------------|
| 印刷費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 印刷費小計 | | | | | |
| 会場使用料 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 会場使用料小計 | | | | | |
| 郵送費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 郵送費小計 | | | | | |
| 事務用品費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 事務用品費小計 | | | | | |
| その他経費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| その他経費小計 | | | | | |
| 小計 | | | | | |
| 視察等の交通費 ・バス借上費 | | | | 0.80 | 上限 6万円 |
| 都市計画提案に かかる登記簿謄 本申請手数料等 の費用 | | | | 0.80 | 上限 5万円 |
| 対象経費の支出合計 | | | | | 上限 30万円 |
| | | | 決算後の助成金の額 | | |

掲示板設置等完了報告書

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 地域まちづくり 活動団体名 | | |
| 設置場所 (地番まで記入) | | <input type="checkbox"/> 道路、公園等公有地 <input type="checkbox"/> 民有地 |
| 土地の所有者及び 借地権者の使用承諾 | <input type="checkbox"/> 土地の使用について承諾を受けている。 | |
| 設置年月日 | 年 月 日 | |
| 設置等完了写真 | (遠 景) | |
| | (近 景) | |
| 添付書類 | 1 設置位置図 | |

※ 複数の場所で設置等を行ったときは、その場所ごとに作成し提出してください。

地域まちづくり活動助成金額確定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に報告を受けました地域まちづくり活動助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知します。

1 確定額

¥ _____ . ー

地域まちづくり活動助成金交付請求書

年 月 日

（請求先）
横浜市 市長

| | | |
|-----|---------------------|-----------------|
| 請求者 | 団体名 | |
| | 地域まちづくり グループ登録番号 | |
| | 所在地 | 〒 |
| | 代表者 職・氏名 | (ふりがな) Ⓜ |

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けた地域まちづくり活動助成金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ _____ . -

2 振込先

| | | |
|-------|------------------|--|
| 金融機関名 | 銀行 信用金庫 支店 | |
| 預金種目 | 普通・当座 | |
| 口座番号 | | |
| フリガナ | | |
| 口座名義 | | |

※ 請求者と口座名義が異なるときは、請求者による委任状を添付してください。

3 添付書類

- (1) 地域まちづくり活動助成金交付決定通知書の写し

地域まちづくり活動助成金額確定通知及び返還請求書

第 号
年 月 日

（請求先）

様

（請求者）
横浜市長

年 月 日に報告を受けました地域まちづくり活動助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知するとともに、既にその額を超える助成金が交付されていますので、確定額を超える部分の助成金の返還を請求します。

1 確定額

¥ _____ . -

2 確定額を超える部分の額

交 付 決 定 額 ¥ _____ . -

確 定 額 ¥ _____ . -

確定額を超える部分 ¥ _____ . - （今回請求額）

3 返還請求額

¥ _____ . -

4 返還期限

この請求書の交付を受けてから30日以内

5 返還方法

請求額を別添の納付書とともに横浜市指定金融機関等（別紙参照）の窓口にお持ちください。

まちづくり支援事業助成金交付申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市 市長

| | | |
|-----|----------|---|
| 申請者 | 団体名 | |
| | 所在地 | 〒 |
| | 代表者 職・氏名 | |

横浜市地域まちづくり支援制度要綱第21条に定める助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

| | |
|--------------------|---|
| 助成金を受けて行う事業の目的 | |
| 助成金を受けて行う事業の内容（概要） | |
| 交付を受けようとする助成金の額 | ¥ . - |
| 添付書類 | 1 事業計画書 2 まちづくり支援事業助成金収支予算書（第17号様式） 3 広報計画書 |

〔助成金の手続きのほかに「横浜市市民協働条例」に基づく協働契約の締結もできます。
(助成金額等は変わりません。)]

まちづくり支援事業助成金収支予算書

団体名 _____

1 収入

| 項 目 | 金 額 | 説 明（負担者及び負担方法等） |
|---------------------|-----|-----------------|
| まちづくり支援事業 助成金（A） | | |
| | | |
| | | |
| 合 計（B） | | （B） \geq （C） |

2 支出（助成金対象経費分）

| 項 目 | 数量 (単位) | 単 価 | 金 額 | 説 明 |
|--------|------------|-----|-----|---------------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計（C） | | | | （C） \times / \geq （A） |

まちづくり支援事業助成金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に交付の申請がありましたまちづくり支援事業助成金については、
審査の結果、助成金の交付をしないことと決定しましたので、通知します。

1 不交付決定理由

まちづくり支援事業助成金交付決定通知書

第 年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に交付の申請がありましたまちづくり支援事業助成金については、次のとおり交付の決定をいたしましたので、通知します。

| | |
|-------|--|
| 交付決定額 | ¥ . - |
| 交付時期 | 請求書受理後30日以内又は活動完了後 |
| 交付条件 | <ol style="list-style-type: none">この助成金は助成金を受けて行う活動のために使用し、他の目的のためには使用しないでください。この助成金は、収支予算書（第17号様式）に記載される支出以外には使用できません。助成金を受けて行う事業の目的又は内容、若しくは助成金の交付を受けようとする助成金の額を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。助成金を受けて行う事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。助成金を受けて行う事業の遂行が困難となったときは、速やかに横浜市に報告し、その指示を受けてください。申請者は、法令の定め並びに助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件その他横浜市の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行ってください。助成金を受けて行う活動が終わり次第、別に定めるまちづくり支援事業助成金対象事業実績報告書を提出してください。剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。虚偽の申請若しくは報告、その他不正な手続きで助成金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めます。当該活動助成に関する事項について、報告を求め又は調査を行うことがあります。 |

まちづくり支援事業助成金対象事業実績報告書

年 月 日

（報告先）
横浜市 長

| | | |
|-----|----------|---|
| 報告者 | 団体名 | |
| | 所在地 | 〒 |
| | 代表者 職・氏名 | Ⓜ |

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けたまちづくり支援事業助成金の対象事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

| | |
|-----------------|---|
| 助成金を受けて行った事業の成果 | |
| 交付決定額 | ¥ . - |
| 助成金受領額 | ¥ . - |
| 受領日 | |
| 助成金執行額 | ¥ . - |
| 差引残額 | ¥ . - |
| 添付書類 | 1 まちづくり支援事業助成金収支決算書（第21号様式） 2 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し 3 事業実施の中で作成した印刷物等 |

まちづくり支援事業助成金収支決算書

団体名 _____

1 収入

| 項 目 | 金 額 | 説明（負担者及び負担方法等） |
|----------------------|-----|----------------|
| 交付されたまちづくり支援事業助成金（A） | | |
| | | |
| | | |
| 合 計 | | |

2 支出（助成金対象経費分）

| 項 目 | 数量 (単位) | 単 価 | 金 額 | 説 明 |
|---------|------------|-----|-----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 (B) | | | | |

3 決算後の助成金の額

(1) $(A) \leq (B) \times \text{ } / \text{ }$ の場合 (A) の額 ¥ _____ .-

(2) $(A) > (B) \times \text{ } / \text{ }$ の場合 (B) × / の額 ¥ _____ .-

まちづくり支援事業助成金額確定通知書

第 年 月 日
号

（申請者）

様

横浜市長

年 月 日に報告を受けましたまちづくり支援事業助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知します。

1 確定額

¥ _____ . ー

まちづくり支援事業助成金交付請求書

年 月 日

（請求先）
横浜市 長

請求者

| | |
|----------|---|
| 団体名 | |
| 所在地 | 〒 |
| 代表者 職・氏名 | 印 |

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けたまちづくり支援事業助成金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ _____ . 二

2 振込先

| | | | |
|-------|------------|--|----|
| 金融機関名 | 銀行 信用金庫 | | 支店 |
| 預金種目 | 普通・当座 | | |
| 口座番号 | | | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義 | | | |

※ 請求者と口座名義が異なるときは、請求者による委任状を添付してください。

3 添付書類

- (1) まちづくり支援事業助成金交付決定通知書の写し

まちづくり支援事業助成金額確定通知及び返還請求書

第 号
年 月 日

(請求先)

様

(請求者)
横浜市長

年 月 日に報告を受けましたまちづくり支援事業助成金について、実績報告書等の審査の結果、次のとおり助成金の額を確定しましたので、通知するとともに、既にその額を超える助成金が交付されていますので、確定額を超える部分の助成金の返還を請求します。

1 確定額

¥ _____ . -

2 確定額を超える部分の額

交 付 決 定 額 ¥ _____ . -

確 定 額 ¥ _____ . -

確定額を超える部分 ¥ _____ . - (今回請求額)

3 返還請求額

¥ _____ . -

4 返還期限

この請求書の交付を受けてから30日以内

5 返還方法

請求額を別添の納付書とともに横浜市指定金融機関等（別紙参照）の窓口にお持ちください。